

議案第 79 号

甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 22 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１６年甲賀市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「第１７条の２第１項」を「第１７条の３第１項」に改める。

第１７条の３を第１７条の４とする。

第１７条の２第１項中「申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第１７条の３とする。

第１７条の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第１７条の２ 任命権者は、甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成１６年甲賀市条例第２７号）第２３条第１項の規定による措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （１） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （２） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （３） 甲賀市職員の育児休業等に関する条例第２３条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２ 任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （１） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （２） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （３） 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の

家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(介護休暇) 第 1 5 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 1 7 条の 3 第 1 項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 及び 3 （略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第 1 7 条の 2 任命権者は、甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 6 年甲賀市条例第 2 7 号）第 2 3 条第 1 項の規定による措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じな</u>	(介護休暇) 第 1 5 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 1 7 条の 2 第 1 項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 及び 3 （略）

ればならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 甲賀市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等

に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の4 (略)

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の

措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 (略)

議案第 80 号

甲賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 22 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成１６年甲賀市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第１８条の表中「第１２条から第１４条の２」を「第６条第１項から第８項まで、第１２条及び第１３条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員」に、「第１３条、第１４条及び第１４条の２」を「第１２条、第１３条及び第１４条の２の規定は、育児休業法第１８条第１項に規定する短時間勤務職員」に改める。

第１９条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「定年前再任用短時間勤務職員等を除く」を「地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ」に改める。

第２０条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に規定する範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第２０条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２０条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に規定する範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間

を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の範囲において承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に規定する範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の甲賀市職員の育児休業等に関する条例第 2 0 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

甲賀市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案			現行		
(趣旨)			(趣旨)		
第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条（この規定を同法第 17 条において準用する場合も含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の特例） 第 18 条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる甲賀市職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条（この規定を同法第 17 条において準用する場合も含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項_____の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の特例） 第 18 条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる甲賀市職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)			(略)		
第 23 条の 2 第 1 項	第 6 条第 1 項	第 12 条、第 13 条及び第 14 条の 2 の規定は育児休業法第 18 条第 1 項に規定する	第 23 条の 2 第 1 項	第 12 条から	第 13 条、第 14 条及び第 14 条の 2
	から第 8 項まで、第 12 条	短時間勤務職員		第 14 条の 2	

	及び第13条 の規定は、定 年前再任用短 時間勤務職員			
(部分休業をすることができない職員)		(部分休業をすることができない職員)		
第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。		第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。		
(1) (略)		(1) (略)		
(2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（ <u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。</u> ）		(2) 勤務日の日数 <u>及び勤務日ごとの勤務時間</u> を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（ <u>定年前再任用短時間勤務職員等を除く</u> _____。）		
(第1号部分休業の承認)		(部分休業_____の承認)		
第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に規定する範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u>		第20条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに_____、30分を単位として行うものとする。</u>		
2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇（甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年甲賀市規則第26号）第15条第8号の特別休暇に限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する <u>第1号部分休業</u> の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超え		2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇（甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年甲賀市規則第26号）第15条第8号の特別休暇に限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する <u>部分休業_____</u> の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超え		

ない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に規定する範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の範囲において承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

ない範囲内で行うものとする。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、甲賀市職員の給与に関する条例第25

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第21条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、甲賀市職員の給与に関する条例第25

条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に規定する範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の甲賀市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「7時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

議案第 8 1 号

甲賀市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 2 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市職員の旅費に関する条例（平成１６年甲賀市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号を次のように改める。

- （４） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第６条の４第１項に規定する旅行者をいう。）その他の市長が別に定める者（以下「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市長が別に定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第３条から第５条までを次のように改める。

（旅費の支給）

第３条 職員又は職員以外の者が旅行する場合には、その者に対し、旅費を支給する。

- ２ 前項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、同項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令）

第４条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

（旅費の計算）

第５条 旅費（本邦内の旅行に限る。）は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難いときは、その現によった経路及び方法によって計算する。

第６条から第１１条までを削る。

第１２条第１項中「旅費について他から補給を受けた場合又は公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合若しくは当該旅行における特別の事情又は当該旅行における性質上」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行にお

ける特別の事情又は旅行の性質上」に改め、同条第2項中「宿泊料及び食卓料」を「旅費」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第7条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が別に定める。

第13条から第17条までを削り、第18条を第8条とする。

別表を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の甲賀市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

甲賀市職員の旅費に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) <u>(4) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の市長が別に定める者(以下「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市長が別に定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。</u> <u>(旅費の支給)</u> 第3条 職員又は職員以外の者が旅行する場合には、その者に対し、旅費を支給する。 <u>2 前項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、同項に規定する者に対す</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) <u>(4) 在勤地 甲賀市の管轄する区域内をいう。</u> <u>(旅費の種類)</u> 第3条 旅費(本邦内の旅行に限る。)は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料としそれぞれ定める額を支給する。

る旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令)

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

(旅費の計算)

第5条 旅費（本邦内の旅行に限る。）は、旅行に要する実費を弁償するためのものであり、規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難いときは、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難いときは、その現によつた経路及び方法によって計算する。

2 公用又は市において借入れの船車等によって旅行するときは、鉄道賃、船賃及び車賃はこれを支給しない。

(鉄道賃)

第5条 鉄道賃は、次の各号により旅客運賃（以下「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金についてこれを計算する。

(1) 運賃は、その乗車に要する運賃による。

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による場合は、次の区分に従う。ただし、特別の必要によつて急行料金を徴収する列車に乗車した場合は、現にその乗車に要した急行料金によることができる。

ア 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道300キロメートル以上のものについては、その乗車に要する急行料金

イ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものについては、その乗車に要する急行料金

(3) 一般の職員及び職員以外の者が、特別急行列車又は普通急行列車を運行し、座席指定料金を徴収する線路によつて片道300キ

ロメートル以上の旅行をする場合は、座席指定料金によることができる。

(4) 前号の規定にかかわらず、特別の必要によって座席指定料金を徴する客車を利用した場合は、現にその乗車に要した座席指定料金によることができる。

(船賃)

第6条 船賃は次の各号により運賃、寝台料金及び座席指定料金についてこれを計算する。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による場合は、次の区分に従う。

ア 特別職については中級の運賃

イ 一般の職員及び職員以外の者については下級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による場合は下級の運賃による。

(3) 運賃の等級を設けない船舶による場合は、その乗船に要する運賃による。

(4) 特別の必要により寝台料金を必要とした場合においては、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による場合は、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶によるときは、当該各号の運賃は同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第7条 航空賃は、現に支払った運賃による。

2 航空賃は、一般の職員については第4条ただし書の規定により航空機を利用した場合に、職員以外の者については緊急かつ重要な用務のため又は職員に随行するため航空機を利用しなければ特に公務上支障をきたす場合に限り支給する。

(車賃)

第8条 車賃は、鉄道又は船舶の便のない区間及び用務の都合上鉄道又は船舶により難い旅行について実費により計算する。

2 自家用自動車等による旅行（旅行を命じた者が承認する場合に限る。）の車賃は、前項の規定にかかわらず、規則で定める基準により計算する。

3 路程はこれを通算し、算出して1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

4 特別の事由によって定額の車賃にては実費を支弁し難い場合には実費を支給することができる。

(日当)

第9条 日当は、旅行の日数に応じ、別表に掲げる定額により計算する。ただし、用務の都合により宿泊した場合に限る。

(宿泊料)

第10条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、別表に掲げる定額により計算する。

(旅費の調整)

第6条 市長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情又は旅行の性質上

この条例の規定による旅費を支給したときに不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 一般の職員及び職員以外の者が、特別職の旅費相当額が支給される者の旅行用務を補佐するため、特に随行を命ぜられた場合は、特別職と同額の旅費を支給する。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第11条 食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ、別表に掲げる定額により計算する。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(旅費の調整)

第12条 市長は、旅行者が旅費について他から補給を受けた場合又は公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合若しくは当該旅行における特別の事情又は当該旅行における性質上この条例の規定による旅費を支給したときに不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 一般の職員及び職員以外の者が、特別職の旅費相当額が支給される者の旅行用務を補佐するため、特に随行を命ぜられた場合は、特別職と同額の宿泊料及び食卓料を支給する。

- 3 旅行者が、講習若しくは研修を受けるために旅行し、又は修学旅行等に随伴の旅行をした場合は、規則で定める基準により減額支給することができる。

3 (略)

(旅費の返納)

第7条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が別に定める。

4 (略)

(日額旅費)

第13条 日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額をもって支給し、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は市長が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第3条に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第14条 職員が、在勤地内旅行を命ぜられたときは、第5条に規定する鉄道賃又は第8条に規定する車賃を支給する。ただし、公用又は市において借入れの船車等を使用したときは、支給しない。

(職員以外の者に対して支給する旅費)

第15条 職員以外の者で公務上依頼又は要求により旅行する者に支給

(委任)
第8条 (略)

する旅費の定額は一般の職員に支給される旅費に相当する額とする。
ただし、特別の事由による場合はこの限りでない。

(赴任旅費)

第16条 赴任を命ぜられた職員（市長が特に旅費の支給を必要と認めた職員に限る。）がその赴任に伴い、旧居住地から新居住地に旅行する場合の赴任に伴う旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の定めるところにより国家公務員に支給される旅費に準じて、移転料、着後手当及び扶養親族移転料をその都度市長が定める。

(外国旅行の旅費)

第17条 外国に旅行を命ぜられた場合の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律の定めるところにより国家公務員に支給される旅費に準じて、その都度市長が定める。

(委任)

第18条 (略)

別表（第9条～第11条関係）

区分	日当	宿泊料（1夜につき）		食卓料
	（1日につき）	甲地	乙地	（1夜につき）
特別職	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
一般の職員	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円
職員以外	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

<u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>改正後の甲賀市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u>	<table><tr><td>の者</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 備考 <u>宿泊料の欄中甲地とは東京都及び政令指定都市の地域をいい、乙地とはその他の地域をいう。</u>	の者				
の者						

議案第 8 2 号

甲賀市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 2 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市駐車場条例の一部を改正する条例

甲賀市駐車場条例（平成１６年甲賀市条例第１３４号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

甲南駅南口第２駐車場	甲賀市甲南町深川１７４８番地２
------------	-----------------

別表第２に次のように加える。

甲南駅南口第２駐車場	１箇月	３，０００円
	２４時間まで	３００円
	２４時間を超えるときは、 その超える時間について２ ４時間までごとに	３００円

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

甲賀市駐車場条例新旧対照表

改正案	現行														
(名称及び位置) 第 2 条 駐車場の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。 (使用料) 第 6 条 駐車場に自動車を駐車する者（以下「利用者」という。）は、別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。 2 (略) (利用料金) 第 1 4 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第 2 の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 別表第 1 (第 2 条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>甲南駅北口駐車場</td><td>甲賀市甲南町深川 1 6 3 9 番地 1</td></tr> <tr> <td>甲南駅南口第 2 駐車場</td><td>甲賀市甲南町深川 1 7 4 8 番地 2</td></tr> </table> 別表第 2 (第 6 条、第 1 4 条関係)	名称	位置	(略)		甲南駅北口駐車場	甲賀市甲南町深川 1 6 3 9 番地 1	甲南駅南口第 2 駐車場	甲賀市甲南町深川 1 7 4 8 番地 2	(名称及び位置) 第 2 条 駐車場の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。 (使用料) 第 6 条 駐車場に自動車を駐車する者（以下「利用者」という。）は、別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。 2 (略) (利用料金) 第 1 4 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第 2 の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 別表第 1 (第 2 条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>甲南駅北口駐車場</td><td>甲賀市甲南町深川 1 6 3 9 番地 1</td></tr> </table> 別表第 2 (第 6 条、第 1 4 条関係)	名称	位置	(略)		甲南駅北口駐車場	甲賀市甲南町深川 1 6 3 9 番地 1
名称	位置														
(略)															
甲南駅北口駐車場	甲賀市甲南町深川 1 6 3 9 番地 1														
甲南駅南口第 2 駐車場	甲賀市甲南町深川 1 7 4 8 番地 2														
名称	位置														
(略)															
甲南駅北口駐車場	甲賀市甲南町深川 1 6 3 9 番地 1														

区分	単位	使用料
(略)		
甲南駅北口駐車場	1 箇月	3, 0 0 0 円
	2 4 時間まで	3 0 0 円
	2 4 時間を超えるとき	3 0 0 円
	は、その超える時間について 2 4 時間までごとに	
甲南駅南口第 2 駐車場	1 箇月	3, 0 0 0 円
	2 4 時間まで	3 0 0 円
	2 4 時間を超えるとき	3 0 0 円
	は、その超える時間について 2 4 時間までごとに	

備考 (略)

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

区分	単位	使用料
(略)		
甲南駅北口駐車場	1 箇月	3, 0 0 0 円
	2 4 時間まで	3 0 0 円
	2 4 時間を超えるとき	3 0 0 円
	は、その超える時間について 2 4 時間までごとに	

備考 (略)

議案第 83 号

甲賀市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 22 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

甲賀市立幼保連携型認定こども園条例（令和５年甲賀市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３節 預かり保育（第１３条―第１５条）

第３章 雑則（第１６条―第１８条）」を

「第３節 預かり保育（第１３条―第１５条）

第４節 乳児等通園支援事業（第１６条―第１８条）

第３章 雑則（第１９条―第２１条）」に改める。

第１８条を第２１条とし、第１７条を第２０条とする。

第１６条中「及び預かり保育料」を「、預かり保育料及び乳児等通園支援事業使用料」に改め、同条を第１９条とする。

第２章に次の１節を加える。

第４節 乳児等通園支援事業

（実施施設）

第１６条 乳児等通園支援事業の実施施設は、別表第３のとおりとする。

（対象者）

第１７条 乳児等通園支援事業の対象者は、本市の区域内に住所を有し、児童福祉法第７条に規定する保育所、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園、法第２条第６項に規定する認定こども園、児童福祉法第２４条第２項に規定する地域型保育事業所及び同法第５９条の２に規定する施設のうち企業主導型保育事業所に通っていない０歳６箇月以上満３歳未満の児童のうち、別表第３に掲げるものとする。

（乳児等通園支援事業使用料）

第１８条 乳児等通園支援事業に係る使用料は、利用児童１人につき、１時間当たり３５０円とする。

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第１６条、第１７条関係）

名称	対象者
甲賀市立大原こども園	満２歳（利用年度の４月１日現在におい

	て満2歳である者に限る。)から満3歳未満の児童
甲賀市立油日こども園	同上

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、付則第3項から第6項までの規定は、令和8年1月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（前項本文に規定する施行の日をいう。以下この項において同じ。）以後における乳児等通園支援事業の利用に係る必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(甲賀市子育て支援センター条例の一部改正)

- 3 甲賀市子育て支援センター条例（平成16年甲賀市条例第94号）の一部を次のように改正する。

付則第3項を削る。

別表第2利用可能日数の項中「入院等社会的に」を「入院その他」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	1日	1日	1日
市内	2,800円（保護者の傷病、入院その他やむを得ないと認められる事由により、緊急かつ一時的に保育を必要とする場合は、無料）	無料	無料
市長が特に必要と認めたもの	4,000円	2,600円	2,000円

備考

- 1 この表において「3歳未満児」とは利用年度の4月1日（市内の区分に該当する者にあつては、利用日）現在において満3歳未満の者を、「3歳児」とは利用年度の4月1日（市内の区分に該当する者にあつては、利用

日)現在において満3歳の者を、「4歳以上児」とは利用年度の4月1日現在において満4歳以上の者をそれぞれいう。

2 この表において「1日」とは、1利用日において利用した時間が4時間を超える場合をいう。

3 利用する時間が4時間以内の場合は、この表に定める額の半額とする。

4 給食サービス等を受けた場合は、その実費を負担するものとする。

(甲賀市子育て支援センター条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の甲賀市子育て支援センター条例の規定は、付則第1項ただし書に規定する施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(甲賀市保育園設置等に関する条例の一部改正)

5 甲賀市保育園設置等に関する条例(平成21年甲賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「入院等社会的に」を「入院その他」に改める。

付則第4項を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第5(第23条関係)

区分	金額(円)		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	1日	1日	1日
市内	2,800(第21条第1項第2号に規定する場合は、無料)	無料	無料
市長が特に必要と認めたもの	4,000	2,600	2,000

備考

1 この表において「3歳未満児」とは利用年度の4月1日(市内の区分に該当する者にあつては、利用日)現在において満3歳未満の者を、「3歳児」とは利用年度の4月1日(市内の区分に該当する者にあつては、利用日)現在において満3歳の者を、「4歳以上児」とは利用年度の4月1日現在に

において満4歳以上の者をそれぞれいう。

2 この表において「1日」とは、1利用日において利用した時間が4時間を超える場合をいう。

3 利用する時間が4時間以内の場合は、この表に定める額の半額とする。

(甲賀市保育園設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の甲賀市保育園設置等に関する条例の規定は、付則第1項ただし書に規定する施行の日以後の利用に係る一時預かり保育料から適用し、同日前の利用に係る一時預かり保育料については、なお従前の例による。

甲賀市立幼保連携型認定こども園条例新旧対照表

改正案	現行
目次 第 1 章 認定こども園の設置等（第 1 条—第 6 条） 第 2 章 延長保育等 第 1 節 延長保育（第 7 条—第 9 条） 第 2 節 保育短時間認定を受けた者に係る延長保育（第 1 0 条—第 1 2 条） 第 3 節 預かり保育（第 1 3 条—第 1 5 条） <u>第 4 節 乳児等通園支援事業（第 1 6 条—第 1 8 条）</u> 第 3 章 雑則（<u>第 1 9 条—第 2 1 条</u>） 付則 第 2 章 延長保育等 <u>第 4 節 乳児等通園支援事業</u> <u>（実施施設）</u> <u>第 1 6 条 乳児等通園支援事業の実施施設は、別表第 3 のとおりとする。</u> <u>（対象者）</u> <u>第 1 7 条 乳児等通園支援事業の対象者は、本市の区域内に住所を有し、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する幼稚園、法第 2 条第 6 項に規定する認</u>	目次 第 1 章 認定こども園の設置等（第 1 条—第 6 条） 第 2 章 延長保育等 第 1 節 延長保育（第 7 条—第 9 条） 第 2 節 保育短時間認定を受けた者に係る延長保育（第 1 0 条—第 1 2 条） 第 3 節 預かり保育（第 1 3 条—第 1 5 条） 第 3 章 雑則（<u>第 1 6 条—第 1 8 条</u>） 付則 第 2 章 延長保育等

定こども園、児童福祉法第24条第2項に規定する地域型保育事業所及び同法第59条の2に規定する施設のうち企業主導型保育事業所に通っていない、0歳6箇月以上満3歳未満の児童のうち、別表第3に掲げるものとする。

(乳児等通園支援事業使用料)

第18条 乳児等通園支援事業に係る使用料は、利用児童1人につき、1時間当たり350円とする。

(減免)

第19条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額、延長保育料、保育短時間認定における延長保育料、預かり保育料及び乳児等通園支援事業使用料（以下「利用者負担額等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(還付)

第20条 (略)

(委任)

第21条 (略)

別表第3 (第16条、第17条関係)

<u>名称</u>	<u>対象者</u>
甲賀市立大原こども園	満2歳（利用年度の4月1日現在において満2歳である者に限る。）から満3歳未満の児童
甲賀市立油日こども園	同上

(減免)

第16条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額、延長保育料、保育短時間認定における延長保育料及び預かり保育料（以下「利用者負担額等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(還付)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項から第 6 項までの規定は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（前項本文に規定する施行の日をいう。以下この項において同じ。）以後における乳児等通園支援事業の利用に係る必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(甲賀市子育て支援センター条例の一部改正)

- 3 (別紙)

(甲賀市子育て支援センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の甲賀市子育て支援センター条例の規定は、付則第 1 項ただし書に規定する施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(甲賀市保育園設置等に関する条例の一部改正)

- 5 (別紙)

(甲賀市保育園設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正後の甲賀市保育園設置等に関する条例の規定は、付則第 1 項ただし書に規定する施行の日以後の利用に係る一時預かり保育料から適用し、同日前の利用に係る一時預かり保育料については、なお従前の例による。

<付則第3項関係>

甲賀市子育て支援センター条例新旧対照表

改正案	現行								
(一時預かり保育の利用) 第7条 第3条第2項に規定する一時預かり保育の利用対象者、利用時間及び利用日数については、別表第2のとおりとする。 (一時預かり保育の使用料) 第9条 前条の規定により、一時預かり保育の利用の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。 付 則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) 2 (略) 別表第2 (第7条関係) <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>利用対象者</td><td>(略)</td></tr> </table>	区分	内容	利用対象者	(略)	(一時預かり保育の利用) 第7条 第3条第2項に規定する一時預かり保育の利用対象者、利用時間及び利用日数については、別表第2のとおりとする。 (一時預かり保育の使用料) 第9条 前条の規定により、一時預かり保育の利用の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。 付 則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) 2 (略) <u>(使用料の特例)</u> <u>3 本市の区域内に住所を有する者に係る使用料は、第9条の規定にかかわらず、当分の間、無料とする。</u> 別表第2 (第7条関係) <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>利用対象者</td><td>(略)</td></tr> </table>	区分	内容	利用対象者	(略)
区分	内容								
利用対象者	(略)								
区分	内容								
利用対象者	(略)								

利用時間	(略)	
利用可能日数	(略)	(略)
	保護者の傷病、 <u>入院その他</u> やむを得ないと認められる事由により、緊急かつ一時的に保育を必要とする児童	原則として14日以内の期間
	(略)	(略)

別表第3（第9条関係）

区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	1日	1日	1日
市内	2,800円（保護者の傷病、 <u>入院その他やむを得ないと認められる事由により、緊急かつ一時的に保育を必要とする場合は、無料</u> ）	無料	無料
市長が特に必要と認めたもの	4,000円	2,600円	2,000円

備考

- 1 この表において「3歳未満児」とは利用年度の4月1日（市内の区分に該当する者にあつては、利用日）現在において満3歳未満の者を、「3歳児」とは利用年度の4月1日（市内の区分に該

利用時間	(略)	
利用可能日数	(略)	(略)
	保護者の傷病、 <u>入院等社会的にやむを得ないと認められる事由により、緊急かつ一時的に保育を必要とする児童</u>	原則として14日以内の期間
	(略)	(略)

別表第3（第9条関係）

区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	1日	1日	1日
市内	2,800円	1,400円	1,200円
市長が特に必要と認めたもの	4,000円	2,600円	2,000円

備考

- 1 「1日」とは、1利用日において利用した時間が4時間を超える場合をいう。4時間以内は、半額の使用料とする。

<u>当する者にあつては、利用日）現在において満３歳の者を、「４歳以上児」とは利用年度の４月１日現在において満４歳以上の者をそれぞれいう。</u> <u>２ この表において「１日」とは、１利用日において利用した時間が４時間を超える場合をいう。</u> <u>３ 利用する時間が４時間以内の場合は、この表に定める額の半額とする。</u> <u>４ 給食サービス等を受けた場合はその実費を負担するものとする。</u>	<u>２ 対象児童の年齢は、利用年度の４月１日現在における満年齢による。</u> <u>３ 給食サービス等を受けた場合はその実費を負担するものとする。</u>
--	---

<付則第５項関係>

甲賀市保育園設置等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(一時預かり保育) 第２１条 市長は、次の各号に掲げる基準により、本市の区域内に住所を有する就学前の者で、法第２４条の規定による保育の利用の対象とならない児童を対象に保護者の一時的な保育の需要に対応する事業（以下「一時預かり保育」という。）を実施するものとする。 (１) (略) (２) 保護者等の傷病、<u>入院その他</u> やむを得ないと認められる事由により緊急的、かつ、一時的に保育を必要とする児童 原則として	(一時預かり保育) 第２１条 市長は、次の各号に掲げる基準により、本市の区域内に住所を有する就学前の者で、法第２４条の規定による保育の利用の対象とならない児童を対象に保護者の一時的な保育の需要に対応する事業（以下「一時預かり保育」という。）を実施するものとする。 (１) (略) (２) 保護者等の傷病、<u>入院等社会的に</u>やむを得ないと認められる事由により緊急的、かつ、一時的に保育を必要とする児童 原則として

14日以内の期間

(3) (略)

2～4 (略)

(一時預かり保育料)

第23条 前条の規定により、一時預かり保育の利用の許可を受けた保護者は、一時預かり保育料として別表第5に定める金額を納付しなければならない。

付 則

別表第5 (第23条関係)

区分	金額 (円)		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	1日	1日	1日
市内	2,800 (第21条第1項第2号に規定する場合は、無料)	無料	無料
市長が特に必要と認めたもの	4,000	2,600	2,000

備考

14日以内の期間

(3) (略)

2～4 (略)

(一時預かり保育料)

第23条 前条の規定により、一時預かり保育の利用の許可を受けた保護者は、一時預かり保育料として別表第5に定める金額を納付しなければならない。

付 則

(一時預かり保育料の特例)

4 本市の区域内に住所を有する者に係る一時預かり保育料は、第23条の規定にかかわらず、当分の間、無料とする。

別表第5 (第23条関係)

区分	金額 (円)		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	1日	1日	1日
市内	2,800	1,400	1,200
市長が特に必要と認めたもの	4,000	2,600	2,000

備考

1 この表において「3歳未満児」とは利用年度の4月1日（市内の区分に該当する者にあつては、利用日）現在において満3歳未満の者を、「3歳児」とは利用年度の4月1日（市内の区分に該当する者にあつては、利用日）現在において満3歳の者を、「4歳以上児」とは利用年度の4月1日現在において満4歳以上の者をそれぞれいう。

2 この表において「1日」とは、1利用日において利用した時間が4時間を超える場合をいう。

3 利用する時間が4時間以内の場合は、この表に定める額の半額とする。

1 「1日」とは、1利用日において利用した時間が4時間を超える場合をいう。4時間以内の利用は、半額とする。

2 対象児童の年齢は、利用年度の4月1日現在における満年齢による。

議案第 8 4 号

甲賀市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 2 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市下水道条例等の一部を改正する条例

(甲賀市下水道条例の一部改正)

第1条 甲賀市下水道条例（平成16年甲賀市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者等が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(甲賀市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 甲賀市農業集落排水処理施設条例（平成16年甲賀市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者等が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(甲賀市水道事業給水条例の一部改正)

第3条 甲賀市水道事業給水条例（平成16年甲賀市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者又は他の管理者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「前項の規定により指定給水装置工事事業者が」を「指定給水装置工事事業者及び前項ただし書の規定により給水装置工事を施行する者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）が同項の規定により」に改める。

第7条第3項、第8条第2項及び第34条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 4 号参考資料

<第 1 条関係>

甲賀市下水道条例新旧対照表

改正案	現行
(排水設備等の工事の実施) 第 7 条 排水設備等の新設等の工事は、規定で定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した下水道排水設備工事指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者等が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 (略)	(排水設備等の工事の実施) 第 7 条 排水設備等の新設等の工事は、規定で定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した下水道排水設備工事指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行 っ てはならない。 _____ _____ _____ 2 (略)

<第 2 条関係>

甲賀市農業集落排水処理施設条例新旧対照表

改正案	現行
(排水設備等の工事の実施) 第 1 1 条 排水設備等の新設等の工事は、規程で定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、行	(排水設備等の工事の実施) 第 1 1 条 排水設備等の新設等の工事は、規程で定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、行

ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者等が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	ってはならない。_____ _____ _____
2 (略)	2 (略)

<第3条関係>

甲賀市水道事業給水条例新旧対照表

改正案	現行
(給水装置工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者又は他の管理者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>指定給水装置工事事業者及び前項ただし書の規定により給水装置工事を施行する者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）が同項の規定により給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に管理者の検査を受けなければならない。</u> 3 <u>指定給水装置工事事業者等</u>が、給水装置工事を施行する場合においては、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。	(給水装置工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。_____ _____ _____ 2 <u>前項の規定により指定給水装置工事事業者が</u>_____ _____給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に管理者の検査を受けなければならない。 3 <u>指定給水装置工事事業者</u>が、給水装置工事を施行する場合においては、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。

以下「政令」という。)第6条に定める基準に従い、工事を施行しなければならない。

4 (略)

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 (略)

2 管理者は、指定給水装置工事事業者等に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指定することができる。

3 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 (略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者等の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

以下「政令」という。)第6条に定める基準に従い、工事を施行しなければならない。

4 (略)

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 (略)

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指定することができる。

3 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 (略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

甲賀市病院事業設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 22 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市病院事業設置等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市病院事業設置等に関する条例（平成１６年甲賀市条例第１７８号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項の表中「甲賀市信楽町下朝宮２６・２７番地」を「甲賀市信楽町上朝宮４６７番地」に改める。

付 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

甲賀市病院事業設置等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																				
(病院事業の設置) 第 1 条 (略) 2 病院事業の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院</td><td>甲賀市信楽町長野 4 7 3 番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院朝宮出張診療所</td><td>甲賀市信楽町上朝宮 4 6 7 番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院多羅尾出張診療所</td><td>甲賀市信楽町多羅尾 2 0 1 4 番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院田代出張診療所</td><td>甲賀市信楽町田代 6 1 9 番地</td></tr> </table> <u>付 則</u> <u>この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。</u>	名称	位置	甲賀市立信楽中央病院	甲賀市信楽町長野 4 7 3 番地	甲賀市立信楽中央病院朝宮出張診療所	甲賀市信楽町上朝宮 4 6 7 番地	甲賀市立信楽中央病院多羅尾出張診療所	甲賀市信楽町多羅尾 2 0 1 4 番地	甲賀市立信楽中央病院田代出張診療所	甲賀市信楽町田代 6 1 9 番地	(病院事業の設置) 第 1 条 (略) 2 病院事業の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院</td><td>甲賀市信楽町長野 4 7 3 番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院朝宮出張診療所</td><td>甲賀市信楽町下朝宮 2 6 ・ 2 7 番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院多羅尾出張診療所</td><td>甲賀市信楽町多羅尾 2 0 1 4 番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院田代出張診療所</td><td>甲賀市信楽町田代 6 1 9 番地</td></tr> </table>	名称	位置	甲賀市立信楽中央病院	甲賀市信楽町長野 4 7 3 番地	甲賀市立信楽中央病院朝宮出張診療所	甲賀市信楽町下朝宮 2 6 ・ 2 7 番地	甲賀市立信楽中央病院多羅尾出張診療所	甲賀市信楽町多羅尾 2 0 1 4 番地	甲賀市立信楽中央病院田代出張診療所	甲賀市信楽町田代 6 1 9 番地
名称	位置																				
甲賀市立信楽中央病院	甲賀市信楽町長野 4 7 3 番地																				
甲賀市立信楽中央病院朝宮出張診療所	甲賀市信楽町上朝宮 4 6 7 番地																				
甲賀市立信楽中央病院多羅尾出張診療所	甲賀市信楽町多羅尾 2 0 1 4 番地																				
甲賀市立信楽中央病院田代出張診療所	甲賀市信楽町田代 6 1 9 番地																				
名称	位置																				
甲賀市立信楽中央病院	甲賀市信楽町長野 4 7 3 番地																				
甲賀市立信楽中央病院朝宮出張診療所	甲賀市信楽町下朝宮 2 6 ・ 2 7 番地																				
甲賀市立信楽中央病院多羅尾出張診療所	甲賀市信楽町多羅尾 2 0 1 4 番地																				
甲賀市立信楽中央病院田代出張診療所	甲賀市信楽町田代 6 1 9 番地																				

議案第 86 号

甲賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 22 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

甲賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 24 年甲賀市条例第 23 号）
は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。